令和８年度葛飾区一般廃棄物処理実施計画

1　計画策定の趣旨

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第６条第１項」、「葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例（以下「条例」という。）第 32 条第１項」及び「葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する規則（以下「規則」という。）第 16 条」の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な単年度の事業について定めるものである。

2　施行区域

葛飾区全域

3　一般廃棄物の年間処理量の見込み

（１）ごみ　　98,300　t

（２）資源　　16,600　t

区分	種別	処理量の見込み
家庭廃棄物	燃やすごみ	65,500　t
	燃やさないごみ	1,700　t
	資源（再生利用を目的として分別して収集するもので、古紙、びん、缶、ペットボトル、食品トレイ、プラスチック製容器包装、製品プラスチック、古布、乾電池、小型家電、廃食用油をいう。）	16,600　t
	粗大ごみ（転居廃棄物を除く。）	2,900　t
事業系廃棄物		28,200　t

（３）し尿・浄化槽汚泥等　　1,160 kl

区　　分	処理量の見込み
し尿（事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。）	150 kl
事業活動に伴って生じたし尿	640 kl
浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥	370 kl

（４）動物死体　　1,330 頭

4　一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項

（1）ごみの発生抑制・再使用の推進

ア　家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進・3Rの普及啓発

（ア）食品ロス削減に向けた取組

（イ）ごみの発生抑制に向けた普及啓発の充実

（ウ）再使用の推進と3Rの普及啓発

（エ）経済的手法によるごみ減量の推進

イ　事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進

（ア）ごみの発生抑制に向けた普及啓発

（イ）ごみの適正排出に向けた取組

（ウ）事業者のごみ減量に向けた取組への支援

（エ）許可業者収集への移行促進

（2）多様な資源循環の推進

ア　家庭から出る資源の循環

（ア）徹底的なプラスチックの資源循環

（イ）雑紙の資源化に向けた取組

（ウ）新たな資源化の推進

（エ）集団回収の取組支援

（オ）資源持ち去り防止対策

イ　事業所から出る資源の循環

（ア）事業者による資源の自主回収の促進

（3）適正なごみ処理の推進

ア　効率的・効果的な清掃事業の推進

（ア）ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施

（イ）収集・運搬サービスの充実

イ　ごみの適正排出に向けた取組

（ア）ごみの適正排出に向けた取組

（4）計画の進行管理

葛飾区のごみ減量目標を達成するため、一般廃棄物処理基本計画に位置づけられた様々な施策を推進する。また、区長を本部長とする「ごみ減量推進対策本部」において、関係部局との調整のもとに総合的なごみ減量施策の推進及び計画の進行管理を行う。

5　分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

別表のとおり

6　一般廃棄物の処理施設の整備等に関する事項

燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの中間処理並びにし尿の下水道放流に係わる施設の整備及び管理運営については、特別区が設置した東京二十三区清掃一部事務組合が行う。

なお、最終処分については、東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を使用する。

7　一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針

法第７条第１項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

（１）基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

（２）一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和３年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りではない。

ア　一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に葛飾区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合

イ　令和２年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

8　一般廃棄物処分業の許可に関する基本方針

法第７条第６項に基づく一般廃棄物処分業の許可に関する方針を次のとおり定める。

（１）基本的考え方

一般廃棄物処分業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の処分が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

（２）一般廃棄物処分業の新規許可処分について

法令等に定める許可基準を満たす者であって、一般廃棄物処理計画に適合すると認められ、かつ、葛飾区が必要と認める一般廃棄物の種類及び中間処理の方法で当該業を行うものに限り新規許可処分を行う。なお、許可の取得にあたっては、事前に葛飾区と協議を行うこと。

別　表

（1）ごみ

家庭廃棄物の「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「資源」「粗大ごみ」、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

区分	種別	品目等	区民等の協力義務等	収集方法	運搬方法	処分方法
家庭廃棄物	燃やすごみ	台所ごみ、紙くず、木くず、ゴム・革製品等	ごみ容器に入れて収集日時に条例第2条第2項第5号に定める資源・ごみ集積所（以下「集積所」という。）へ排出。 容器又は透明又は半透明の袋に入れ、集積所へ排出。 資源及び粗大ごみに相当するものを除く。	区が原則として週2回収集する。	自動車による。	中間処理した後、埋立処分する。
	燃やさないごみ	金属、小型家電、ガラス、陶磁器、蛍光管等	ごみ容器に入れて収集日時に集積所へ排出。 容器又は透明又は半透明の袋に入れ、集積所へ排出。 資源及び粗大ごみに相当するものを除く。 スプレー缶、ガスボンベ、ライターは、中身を使い切ってから穴を開けずに別に集積所へ排出。 蛍光管等の水銀含有廃棄物は、箱に入れるなど割れないようにして別に集積所へ排出。	区が原則として月2回収集する。		金属類、小型家電等は資源化し、その他の資源化不適物は性状によって埋立処分をする。 蛍光管等の水銀含有廃棄物は、委託事業者による適正処理を行い、資源化を図る。

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="3">種別
品目等</th><th>区民等の協力義務等</th><th>収集方法</th><th>運搬方法</th><th>処分方法</th></tr>
<tr><td rowspan="9">家庭廃棄物</td><td rowspan="9">資源</td><td rowspan="2">古紙</td><td>新聞、段ボール、雑誌、雑紙</td><td>種類ごとにひも等で束ねて、集積所へ排出。メモ用紙ほどの小さい紙や小さい空き箱は、雑誌などに挟むか紙袋に入れて集積所へ排出。</td><td rowspan="8">区が原則として週1回回収する。</td><td rowspan="9">自動車による。</td><td rowspan="9">再生利用が可能な資源として、売却等により処分する。
なお、その他色びん、プラスチック製容器包装については、指定保管場所まで運搬し、事業者により再生利用可能な資源として処分する。</td></tr>
<tr><td>紙パック</td><td>洗浄した後、はさみ等で切り開き、乾燥させたうえで、ひも等で束ねて集積所へ排出。</td></tr>
<tr><td colspan="2">びん</td><td rowspan="2">資源の専用容器又は透明又は半透明の袋に入れ、集積所へ排出。</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td>キャップとラベルをはずし、洗浄及び簡易な圧縮をしたうえで、集積所設置の回収ネットに排出。ネットが設置されていない場合には透明又は半透明の袋に入れ、集積所へ排出。</td></tr>
<tr><td colspan="2">食品トレイ</td><td>洗浄し、乾燥させたうえで、集積所設置の回収ネットに排出。ネットが設置されていない場合には透明又は半透明の袋に入れ、集積所へ排出。</td></tr>
<tr><td colspan="2">プラスチック製容器包装</td><td>汚れているものは洗浄したうえで、容器又は透明又は半透明の袋に入れ、集積所へ排出。</td></tr>
<tr><td colspan="2">製品プラスチック
（プラスチック製容器包装以外の 100%プラスチックだけでできている一辺が 30 ㎝を超えないもの）</td><td>汚れているものは洗浄したうえで、容器又は透明又は半透明の袋に入れ、集積所へ排出。</td></tr>
<tr><td colspan="2">古布
（衣類・シーツ・タオル等）</td><td>汚れのない状態にしたうえで、透明又は半透明の袋に入れ、雨水に濡れないように口をしばって拠点の回収ボックスに排出。</td><td>区が別途指定する日時に回収する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">種別
品目等</th><th>区民等の協力義務等</th><th>収集方法</th><th>運搬方法</th><th>処分方法</th></tr>
<tr><td rowspan="4">家庭廃棄物</td><td rowspan="3">資源</td><td>乾電池
（マンガン・アルカリ電池）</td><td>拠点の回収ボックスに排出。</td><td rowspan="3">区が別途指定する日時に回収する。</td><td rowspan="3">自動車による。</td><td rowspan="3">再生利用が可能な資源として、売却等により処分する。</td></tr>
<tr><td>小型家電
（スマートフォンを含む携帯電話、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、電卓、携帯型ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、ポータブルカーナビ、電子辞書、AC アダプター等コード類の９品目）</td><td>携帯電話等の個人情報は消去し、乾電池類は取り外して拠点の回収ボックスに排出。</td></tr>
<tr><td>廃食用油
（サラダ油・オリーブ油等の食用油）</td><td>ペットボトルなど中身の漏れない蓋が閉まる容器に入れて、拠点の回収ボックスに容器ごと排出。</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td>一辺の長さが 30ｃｍを超えるもの</td><td>粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を貼付して排出。（条例第 35 条の規定による。なお、粗大ごみに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）、フロン類は除去すること。）
転居廃棄物を除く。</td><td>区民の申告に基づき区が原則として毎日収集及び持込施設での受入を行う。</td><td>自動車による。</td><td>原則として中間処理した後、埋立処分する。
なお、粗大ごみに含まれる金属類、小型家電、プラスチック製衣装ケース、布団については、再生利用が可能な資源として民間業者に引き渡す。</td></tr>
</table>

区分	種別 品目等	区民等の協力義務等	収集方法	運搬方法	処分方法
事業系一般廃棄物		事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、東京二十三区清掃一部事務組合の施設等を利用して処分する場合は、区長及び当該施設の指示により、適切に分別すること。 区が収集する場合は、前述の家庭廃棄物に準ずる方法により分別し、有料ごみ処理券を貼付したうえで、集積所へそれぞれの収集日時に排出。(条例第 36 条の規定による。)ただし、これによりがたいと区長が認めるとき又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。 区が収集する量は 1 回あたり 90 リットルまでとする。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、前述の家庭廃棄物の収集方法に準ずる。	事業者が自らの責任で行うもののほかは自動車による。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、前述の家庭廃棄物の処理方法に準ずる。

区分	種別 品目等	区民等の協力義務等	収集方法	運搬方法	処分方法
産業廃棄物	一般廃棄物と併せて処理する	区が収集する場合は、前述の家庭廃棄物に準ずる方法により分別し、有料ごみ処理券を貼付して集積所へ排出。（条例第 36 条の規定による。） ただし、これによりがたいと区長が認めるとき又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。 区が収集する量は 1 回あたり 90 リットルまでとする。	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて区が収集する。（条例第 47 条の規定による。）	事業者が自らの責任で行うもののほかは自動車による。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、前述の家庭廃棄物の処理方法に準ずる。

備考

1　転居廃棄物とは、家庭廃棄物のうち、転居の際に排出された粗大ごみの形状をしたもので、転居する者のやむを得ない事情により、引越荷物運送業者が当該転居者からの委託を受け、営利を目的とせずに転居廃棄物保管倉庫まで収集運搬し、一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すものをいう。

2　条例第 37 条第 1 項に規定する排出禁止物は排出してはならない。

3　廃棄物を収納する容器の基準については、規則第 18 条に規定する。

4　事業系一般廃棄物の処分方法については、収集した一般廃棄物のうち生ごみについて、区外の施設に搬入することにより食品リサイクルを実施する事業者がある。

（２）し尿、浄化槽汚泥等

<table>
<tr><th>区分</th><th>区民等の協力義務等</th><th>収集方法</th><th>運搬方法</th><th>処分方法</th></tr>
<tr><td>し尿
（事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。）</td><td rowspan="3">公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第11条の３に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。
便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。
くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。</td><td>区が原則として月２回収集する。</td><td>自動車による。</td><td rowspan="2">下水道放流により処分する。</td></tr>
<tr><td>浄化槽汚泥及びディスポーザー汚泥並びに専ら居住用のし尿混じりのビルピット汚泥</td><td rowspan="2">原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。</td><td rowspan="2">一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。</td></tr>
<tr><td>事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥</td><td>一般廃棄物処分業者が下水道放流により処分する。</td></tr>
</table>

（３） 動物死体

区分	区民等の協力義務等	収集方法	運搬方法	処分方法
動物死体	区に収集を依頼する場合は、規則第22条に定める動物死体届出書により、区長へ届け出し、収集、運搬及び処分に困難を生じないよう区長の指示に従わなければならない。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、届け出により区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。

参　考
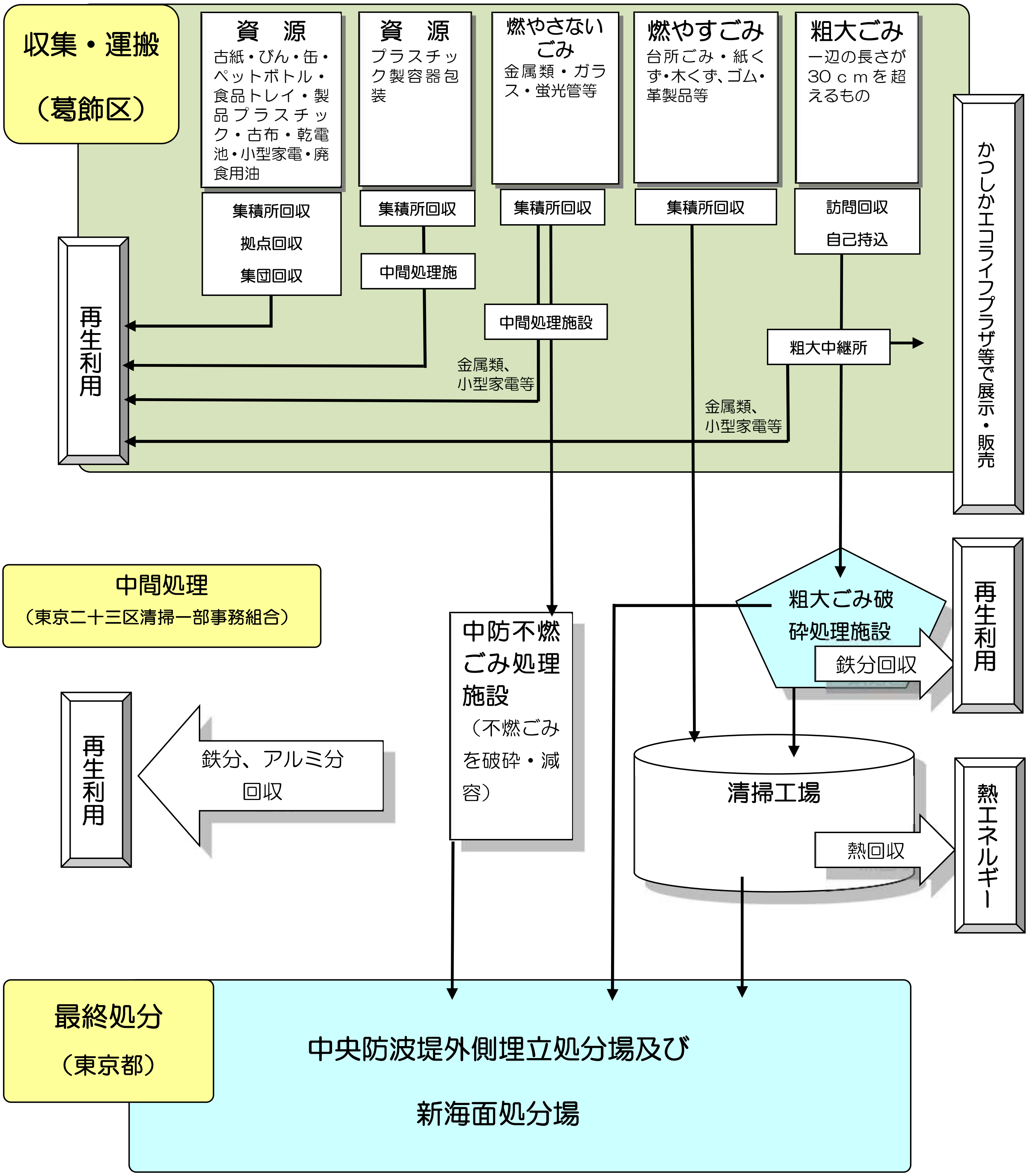
令和８年度ごみ処理の流れ